



Title	簡易専用水道における一年の歩み
Author(s)	大阪府衛生部環境衛生課水道係
Citation	makoto. 1979, 28, p. 6-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86117
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

簡易専用水道における一年の歩み

大阪府衛生部環境衛生課

水道係

△簡易専用水道とは▽

昭和五十三年六月に水道法の一部を改正する法律が施行され、従来からの水道事業及び専用水道以外の水道であつて、水道事業から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、受水槽の有効容量が二〇^三を超えものが『簡易専用水道』として新たに規制の対象となりました。

今までは、水道事業者（各市町村）からの水を一旦受水槽に貯留し、それから各家庭等に給水する施設であつて、専用水道に該当しない比較的小規模な給水施設については、全く水道法の規制対象外におかれていました。ただ『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』いわゆる「ビル管理法」によつて百貨店・興行場等の特定建築物に設置されている給水施設の管理に関する規制等は『建築基準法』上での受水槽の構造規制がみられる他は、一般のビル・

マンションの管理及び構造の改善等に関しては、いわゆる野放状態にあつたわけです。そのためしばしば飲料水の水質トラブルを生ずるなど社会的問題となり、今回の規制を見るに至つたわけです。

△簡易専用水道の規制内容▽

今回の法律改正により、簡易専用水道の設置者に二つの義務が課されました。ひとつは、当該水道を厚生省令に定める基準に従い自主的に管理する義務（法第三十四条の二第一項）、他方は、定期検査の受検義務（法第三十四条の二第二項）です。具体的には、水道法施行規則において、管理基準として年一回の水槽の清掃、給水異常時の水質検査等（第二十三条）が定められています。又、この管理の正常が維持されるための「第三者によるチェック」として年一回法定の検査機関による受検義務（第二十四条）が定められてお

り、検査を実施する機関として、地方公共団体（府や市町村）の機関が、もしそれが困難な場合は厚生大臣の指定する者が地方公共団体の代行者となつて行うこととされたわけです。

△簡易専用水道に対する行政的対応▽

改正後の水道法において、簡易専用水道に対する改善命令（法第三十六条第三項）、給水停止命令（法第三十七条）、立入検査等（法第三十九条第二項）の行政権限は、知事が行使することとなつたわけです。そこで、法の適正な執行を図るため、府においては、『簡易専用水道管理運営指導要綱』を独自に策定し、設置者等に「設置の届出」、「帳簿書類の備付け」及び「必要報告」等を指導してきました。また、法令の規制内容や府の指導方針を充分に理解してもらうために「簡易専用水道のしおり」を作成し、保健所等から

配付し、さらに、保健所においても自主的に設置者等の関係者を対象に講習会を開催する等の活動も行ってきました。一方、法律によつて知事の行政権限とされていたものを、より迅速かつ適確に権限行使ができるように、大阪市、堺市にあつては各市長に、府下においては各保健所長に必要な権限を委任しました。

△定期検査機関の整備▽

府として、法令の規制内容を設置者に周知徹底を図ることや、行政内部の体制整備については前述したとおりですが、一方の法的規制内容である定期検査機関についても速やかな体制整備が求められたわけです。この体制整備の経緯について少し述べてみますと、まず最初に着手したのは、地方公共団体の機関による体制整備の可否の検討でありました。そこで府としては、全市町村と再三にわたつて協議しましたが実施体制に色々と難点があつたため、府全域において厚生大臣の指定する者により体制を整備することになりました。そこで、この結果に基づいて、厚生省においては、検査機関の指定要件である①検査を科学的かつ公正に行い得る公益法

人であること②当該公益法人が技術的、財政的に検査機関として十分運営が可能であること③当該公益法人の事業として、指定に係る業務が含まれていること等を慎重に審査の上、府を四つのブロックに分け、それぞれブロックごとに一検査機関が指定されたわけです。

△定期検査の内容▽

定期検査の内容については、昭和五十三年六月五日付け厚生省水道環境部長通知により示され、それに基づいて実施されております。また、府においても、定期検査機関が検査を実施する際に使用する「チェックリスト」を作成し検査内容の明確化、統一化を図っております。

検査項目としては、①施設の外観検査②給水せんにおける水質の検査③書類検査となつております。各項目ごとに検査内容を取上げてみると、比較的軽易な検査に見えますが、全体から見ると水質検査から施設検査に至る相当広範囲に及び総合的検査と言えます。また、それだけに検査を担当する者にも広汎な分野に及ぶ知識経験を要求されます。今後は、定期検査機関が単に形式的な検査のみに止まらず、設置者の期待と信頼を得て良き

“アドバイザー”としての役割を期待されるところであります。

△今後への展望▽

以上のように、府としても法律の適正な執行を図るため努力してきました結果、既に府保健所での設置数が約二、五〇〇

件を超え徐々にその数も増えつつあります。また定期検査の進捗状況を見ますと、当初出遅れのきらいがありましたが、設置者に法的規制内容が周知されるに従って、設置者自らの意識の向上も見られ、最近では、順調

に軌道に乗りつつあります。しかし、まだ地域的には立ち遅れている所も見られ、また、行政を進めていく上で色々とこまかな問題も生じ、今後府民の健康に直接影響を及ぼす重要な課題であるという認識の下に、保

健所、水道事業者及び定期検査機関の有機的な協力体制を整備する等引き続き適正な法律執行に努力する必要があると思われ
ます。また、定期検査機関においては、自らに内在する高度な公共性を十分に理解され、より

一層の検査の充実を図られることを期待しております。

